

# 令和4年度職業訓練教材コンクール実施要領

## 1 目的・沿革など

職業訓練教材コンクール(以下「教材コンクール」という。)は、人材開発に携わっている方々などが、各現場や実践する場面において、日々の「創意工夫」により開発した「教科書」や「映像・シミュレータ」などの様々な「教材」について、「訓練指導時の当該教材使用による訓練実施効果の向上が見込まれる」などの審査観点に基づいて、応募教材作品から、「コンクール」として優秀な教材作品を選定し、その成果をたたえ、広く人材開発関係者などへ周知広報・普及することによって、訓練指導技法の技術・技能水準の向上を図るとともに、人材開発関係者などの意識をより一層啓発し、人材開発の推進や向上に資することを目的として昭和48年度より実施しており、第2回(昭和49年度)以降は「職業能力開発論文コンクール」と、それぞれ隔年で実施しており、「教材コンクール」としては、令和4年度で第26回目を迎える。

## 2 主催

厚生労働省

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

中央職業能力開発協会

## 3 応募要領

### (1) 応募の対象

人材開発に携わっている者や過去に人材開発に携わった者などで、未発表の制作・開発した教材を有している者。

また、複数の者による共同制作・開発や、職業訓練法人などによる事業所単位での応募も可能とする。(以下、総称して「応募者」という。)

### (2) 内容

イ 教科書(「プリント」なども含みます。)

ロ DVDなど、映像、文字、音声を用いた教材

ハ シミュレーター、模型、プログラムモジュールなど

以上の分類による「職業訓練の実施に効果的な教材全般」であって、実際に、訓練で使用したものや使用予定のもの、使用する目的で制作・開発された「オリジナル教材(単体又は数点を組み合わせた教材)」(以下、総称して「教材作品」という。)何点かを組み合わせた教材は、「一群・一式」の教材作品として取扱う。

### (3) 募集締切

**令和4年7月29日(金)(当日消印等有効)**

### (4) 応募する際の応募先への提出対象物(すべて必須)

① 応募する教材作品

② 応募教材作品説明書

### (5) 応募先及び問い合わせ先

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校  
基盤整備センター 企画調整部 職業訓練教材整備室

住所：〒187-0035  
東京都小平市小川西町2-32-1 3号館3階  
電話：042-348-5076  
電子メールアドレス：concour@jeed.go.jp

#### (6) 応募上の注意

##### ① 教材作品

ア 応募に当たっては宛先の側などに「応募教材作品在中」などと朱書して、判別し易いようにすること。

イ 小包郵便物として扱われる範囲(長さ・幅・厚さの合計が1.7m以内で重量が30kgまで)を超えるサイズの応募教材作品は、原則として、「現物」ではなく、写真やスライド、動画等により審査を行うことから、それらデータを保存した電子媒体を応募先に送付すること。なお、電子媒体に記録されているデータのうち紙媒体に出力できるものは、「A4版カラー刷り両面印刷したものを2部(動画を除く)」を添付すること。

ウ プログラムなどは、動作環境(OS、メモリ、容量等)によって、現物ではなく写真、スライド、アウトプットのデータなど、内容が明確に判るもので審査することがあるため、これらに応募するに当たっては、応募事前に審査方法などについて(5)に示した電子メールアドレスあてに連絡すること。

エ 応募者以外の「第三者」が、知的財産権を有するもの(著作物等)を使用して、教材作品を製作・開発する場合は、応募者の責任において、応募事前に当該第三者の利用承諾を得た上で、応募すること。

オ 応募教材作品が応募先に受領され次第、応募者に受領確認を返信することとしているが、送付後1週間以内に受領確認のメールが受信できない場合には、(5)に示した連絡先まで必ず連絡すること。

##### ② 応募教材作品説明書

様式の取得方法については、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校 基盤整備センターの以下のホームページからダウンロードして使用すること。

URL：<https://www.tetras.uitec.jeed.go.jp/22kyouzai>

#### (7) 個人情報について

応募者の個人情報については、厳正に取り扱い、本教材コンクールの目的以外には使用しない。

## 4 審査

### (1) 審査委員会

職業能力開発に関する学識経験者等により構成される審査委員会を設置して応募教材作品の審査を行うこととする。

### (2) 審査方法

審査委員会において別途定める「職業訓練教材コンクール審査要領」に基づき、厳正な審査を行う。

また、既に市販されている教材作品や、他の研究会・コンクールなどで既発表(他のコンクールへの応募中も含む)の教材作品は、本教材コンクールでは審査対象外とする。

### (3) 審査結果

審査結果は、令和4年10月下旬に受賞者に文書で通知するほか、受賞者一覧を厚生労働省ホームページにて公表する。

また、受賞者以外には、文書による通知は行わない。

## 5 表彰等

### (1) 入賞

審査の結果、入賞した教材作品(以下「受賞教材作品」という。)の応募者に対して、次の各賞の表彰を行う。

なお、各賞の入賞者の定員は、特に定めないものとする。

#### ア 厚生労働大臣賞(特選)

応募教材作品のうち極めて優秀と認められるもの。

#### イ 厚生労働大臣賞(入選)

応募教材作品のうち優秀と認められるもの。

#### ウ 特別賞

応募教材作品のうち優良と認められるもの。

### (2) 副賞

入賞者には副賞として記念品を贈呈する。

### (3) 新聞発表

令和4年11月上旬に厚生労働省ホームページに掲載する。

## 6 著作権・使用権について

「応募者以外の「第三者」が知的財産権を有するもの(著作物等)」を使用した応募教材作品を除いて、「自作・創作」した応募教材作品の著作権については、受賞・非受賞の如何を問わず応募者に帰属するが、受賞教材作品の受賞決定後の使用権の帰属については、受賞者の許諾を得た上で、主催団体に帰属することとし、以下の「7 受賞教材作品の周知広報等について」のとおり、事後活用する。

また、「応募者以外の「第三者」が知的財産権を有するもの(著作物等)」を使用した応募教材作品が、コンクールの受賞教材作品として選定された場合の受賞後の事後活用については、応募者以外の第三者、受賞者及び主催団体の三者で協議することとし、協議が整わなかった場合は事後活用を実施せず、受賞教材作品についても受賞者に返却することとする。

なお、授賞決定後の非受賞教材作品については、一律で、応募者の費用負担により、主催団体から応募者に返却する。

## 7 受賞教材作品の周知広報等について

受賞教材作品については、その詳細な取扱い方法や教材の内容、活用事例などを当該受賞者が執筆の上、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校基盤整備センターのホームページに掲載して、周知広報・啓発活動に広く活用する。

また、受賞者の所属や氏名などの情報や教材についても、各主催団体で編集を行っている雑誌や電子媒体、さらには、主催団体が実施する研修などに掲載・利活用する。